

借家人賠償契約特約

(特約の内容)

第1条 この特約は、借家人が賃貸家屋を共済保険の目的として契約する場合の取扱いについて定めたものである。

(共済保険金)

第2条 この特約が附帯される普通共済保険約款（以下「普通共済保険約款」という。）第2条第1項第1号の火災共済保険金については、焼損区分に応じ、下表に定める金額を支払う。

焼損区分	共済保険金の額
全焼損	損害修復費用の実損額。ただし、1回の事故につき、共済保険証券記載の共済保険金額を限度とする。
半焼損A	損害修復費用の実損額。ただし、1回の事故につき、共済保険証券記載の共済保険金額の80%を限度とする。
半焼損B	損害修復費用の実損額。ただし、1回の事故につき、共済保険証券記載の共済保険金額の60%を限度とする。
一部焼損	損害修復費用の実損額。ただし、1回の事故につき、共済保険証券記載の共済保険金額の30%を限度とする。

2 普通共済保険約款第1条の規定にかかわらず、火災焼損割合は次の算式により判定する。

$$\left(\frac{\text{賃貸居住部分の焼損坪面積}}{\text{賃貸居住部分の延坪面積}} + \frac{\text{焼損部分の修復工事实損額}}{\text{賃貸居住部分の延坪面積} \times \text{当会の定める額}} \right) \times \frac{1}{2} \times 100$$

3 第1項の火災共済保険金は、次の場合に限り支払う。ただし、家主もその家屋に対し貸家として当会の火災共済保険に加入契約している場合は、家主に支払う火災共済保険金を優先して支払うこととし、その損害に支払う火災共済保険金の状況により、この火災共済保険金は減額又は支払わない場合がある。

- (1) 共済保険契約者又はその家族の責で火災、破裂・爆発が生じ、居住する借家家屋に損害を与え、債務不履行による法律上の損害賠償責任を負ったとき。
- (2) その損害を共済保険契約の借家人が自費で修復したとき。
- (3) 訴訟となったとき。

4 普通共済保険約款第2条第1項の共済保険金のうち次に掲げる共済保険金については、支払わない。

- (1) 臨時費用共済保険金
- (2) 風水雪害共済保険金
- (3) 車両飛び込み損害共済保険金
- (4) 水濡れ損害共済保険金
- (5) 水道管等凍結破裂損害共済保険金
- (6) 失火見舞共済保険金
- (7) 物置、納屋、土蔵の全半焼見舞共済保険金
- (8) 風呂の空焚き見舞共済保険金
- (9) 地震・噴火・津波による損害共済保険金
- (10) 死亡弔慰共済保険金

附 則

1. この特約は、この法人の移行（設立）の登記の日（平成26年4月1日）から施行する。